

京都市斎場条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第61号）

（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

斎場の使用者の増加に対応するため、次のとおり受付時間を変更するとともに、規定を整備しました。

1 受付時間

改 正 前	改 正 後
午前10時から午後4時まで	午前10時から午後4時30分まで

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市斎場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第61号

京都市斎場条例の一部を改正する条例

京都市斎場条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(受付時間及び休場日)

第2条 斎場の受付時間及び休場日は、次のとおりとする。

受付時間 午前10時から午後4時30分まで

休場日 1月1日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する日のほかに1月につき3日に限り、休場日を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、受付時間及び休場日を変更することができる。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)